

竹田市立竹田小学校

令和6年度 いじめ防止基本方針

－ 笑顔にあふれ自己有用感に満ちた学校生活が送れるように －

も く じ

はじめに

I	いじめ防止等のための基本的な方向に関すること	1
1	いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの基本認識	2
4	いじめ防止に対する基本的な考え方	2
II	いじめ防止等のための対策・取組	
1	未然防止	4
	(1)児童や学級の様子を知るために	
	(2)互いに認め合い・支え合い・助け合う仲間づくりのために	
	(3)保護者や地域の方と連携するために	
2	早期発見	5
	(1)いじめの態様と触法性	
	(2)「いじめは見えにくい」という認識を持つ	
	(3)早期発見のための手立て	
	(4)相談しやすい環境づくりをすすめるには	
3	早期対応	6
	(1)いじめ対応の基本的な流れ	
	(2)いじめ発見時の緊急対応	
	(3)いじめが起きた場合の対応	
4	ネット上のいじめ未然防止のために	8
5	いじめの解消	9
III	いじめ問題に対する校内体制	
1	いじめ防止対応組織	9
2	いじめ防止の年間計画	11
3	重大事態への対応	12
4	いじめ対策及び組織図	13

竹田市立竹田小学校

いじめ防止基本方針

◆ はじめに ◆

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重要な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

学校教育において、いじめ問題が喫緊かつ、重要な問題と認識され、解消に向けた取組が強化されているものの、依然としていじめの問題が存在し、加えて近年の急速な情報技術の発展による、インターネットへの動画投稿・SNSなど、新たないじめ問題も生じており、複雑化・潜在化する様相を見せている。

文部科学省は、「生徒指導提要」の改定を令和4年12月に12年ぶりに行った。この中では、各学校のいじめ防止方針の具体的展開にむけた見直しと共有や、学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築が求められている。

竹田市においても、これらの動向を踏まえ、現状に即したいじめ防止対策を一層推進するため、市の基本方針の改定を令和5年2月に行ったところである。

本校においても、「生徒指導提要」並びに「竹田市いじめ防止基本方針」改訂を受け、令和5年度の「いじめ防止基本方針」を以下のとおり定めるものとする。

I. いじめ防止等のための基本的な方向に関すること

1. いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法第3条にあるように、いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止と対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることに、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

2. いじめの定義

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にするのではなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

具体的ないじめの態様

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- 仲間外れ、集団による無視。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3. いじめの基本認識

いじめの基本認識

1. いじめは、重大な人権侵害であり、人間として許されない卑怯な行為である。
2. いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせ得る。
3. いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで生ずるものではなく、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにすることが必要である。
4. いじめの根絶は、学校だけで完結するものではなく、児童生徒、家庭、地域、関係する機関等が一体となって取り組むことにより初めて可能となる。
5. 子ども社会の問題は大人社会の問題を反映するとも言われる。いじめの問題もこの例外ではなく、大人たちが「いじめのない社会をつくる」とする認識の共有が不可欠である。

4. いじめ防止に対する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、児童に対し、人間にとって絶対に許されない卑怯な行為であり、どのような社会であってもいじめは、いじめる側が悪いということを明確かつ毅然とした態度で示す。
- さらに、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象とした、いじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となって継続的に取り組む。
- 学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解をうながし、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- いじめの背景にある、子どもが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス

等の要因に着目し、日ごろから悩み等を相談できる雰囲気づくりに努め、その改善を図る。また、ストレスに適切に対処できる力を育む。

- 未然防止の観点から、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高める必要がある。
- いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、児童が無意識に出している些細な兆候であっても、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確にかかわりを持ち、個人面談や情報収集を行い、積極的にいじめを認知する。
- 家庭における早期発見に向けた関りができるよう保護者への啓発を行う。また、定期的なアンケート調査等によって、常に児童の状況を把握する体制づくりに努める。
- 児童が困ったときに相談しやすい仕組みや環境、雰囲気作りや教育相談、電話相談窓口の周知等により、児童や保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

- いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、教職員が連携していじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切な指導をするなど、組織的な対応を行う。
- また、保護者や市教育委員会への連絡相談や、事案に応じ福祉や警察等の関係機関との連携を図る。
- 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処や在り方について、理解を深めておくとともに、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織的な対応が可能となる体制整備を行う。

(4) 家庭や地域との連携

- 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有している。(法第9条) 保護者は、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるとともに、温かな人間関係の中で、子ども発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、他者を思いやる心や善悪の判断、正義感を育むための指導を行わなければならない。
- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、塾やスポーツクラブ、インターネットやSNS等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しくなっていることから、家庭での取り組みに加え、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携を図る。
- いじめは校外においても行われることもあり、登下校時中などをはじめ、地域として児童を温かく見守る取り組みを推進する。
- 学校は、個人情報やプライバシーに配慮しながら、すべての大人が「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、いじめの問題について、地域と学校、家庭とが連携・協働する体制づくりに努める。

（５）関係機関との連携

- いじめの問題への対応については、学校や市教育委員会においていじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。
- そのために、平素から学校や市教育委員会と関係機関の担当窓口との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築していく必要がある。
- 重篤ないじめ事案に必要な支援を行うため、「大分県生徒指導支援チーム」の積極的な活用やスクールサポーター等をはじめとした関係機関との情報交換、連携を図る他、医療機関などの、学校以外の相談窓口について児童生徒及び保護者へ適切に通知したりするなど、関係機関による取組と連携する。

Ⅱ. いじめ防止等のための対策・取組

1 未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学級づくり・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることに取り組まなければならない。

(1) 児童や学級の様子を知るために

- ◇児童アンケート（每学期末実施）
- ◇ハイパーＱＵテスト（年２回実施）
- ◇いじめ実態調査（年２回実施）
- ◇日常生活での声かけ
- ◇日記・連絡帳 等

(2) 互いに認め合い・支え合い・助け合う仲間づくりのために

- ◇授業を核とした認め合い、支え合う学級集団づくり
- ◇規範意識の育成（小さなサイン・兆候を見逃さない）
- ◇自主的・自治的能力の育成・・・児童会活動、学級活動
- ◇瀧祭・蛍おくり・運動会等の学校行事の取り組み
- ◇生命・人権尊重の精神を貫く道徳教育、平和教育、人権・部落差別解消教育の深化・充実
- ◇生徒指導の機能を生かした授業の日常的取り組み

(3) 保護者や地域の方と連携するために

- ◇いじめに対する学校方針の説明
- ◇ＰＴＡの各種会議での意見交流の場の設定
- ◇学校通信・学級通信・ＨＰ・広報紙等での情報発信，啓発活動
- ◇スクールガード，学校評議員の方との情報交換

2 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

(1) いじめの態様と触法性

★いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守りとおすという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

(抵触する可能性のある刑罰法規)

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる（脅迫・名誉棄損・侮辱）
- イ 仲間はずれ、集団による無視（刑罰法規には抵触しないが、毅然とした対応が必要）
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする（暴行）
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする（暴行、傷害）
- オ 金品をたかられる（恐喝）
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする（窃盗、器物破損）
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする（強要・強制わいせつ）
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる（名誉棄損、侮辱）

(2) 「いじめは見えにくい」という認識を持つ

★いじめは大人の見えにくいところで行われている

いじめは大人の目につきにくい時間や場所を選んで行われている。

①無視やメールなど客観的状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》

②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲間の一員のような形態

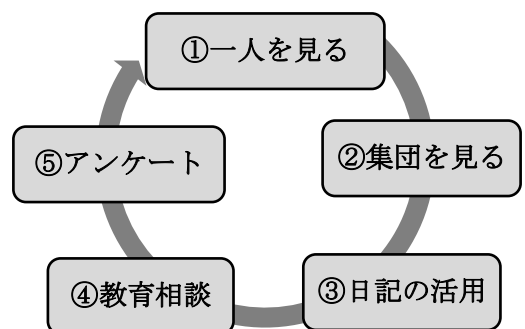
《カモフラージュ》

★いじめられている本人からの訴えは少ない

- ・親に心配をかけたくない
- ・いじめられている自分はダメな人間だ
- ・訴えても先生や大人は信用できない
- ・訴えたら、その仕返しが怖い

(3) 早期発見のための手立て

- ①気になる子どもの観察（休み時間・給食・掃除時間など）
- ②集団の変化・集団の観察（人間関係・言動など）
- ③日記へのコメントのやりとりから生まれる信頼関係
- ④教室は日常的な教育相談窓口という意識
 - ・機を逃さず家庭訪問⇒保護者の信頼・連携
 - ・組織的な教育相談体制の構築
- ⑤アンケートをとる時の配慮（記名・無記名・持ち帰りなど）



(4)相談しやすい環境づくりをすすめるには

①本人からの訴えには

- ★心身の安全を保証する ⇒ 本人の心のケアと具体的な手立て
- ★事実関係や気持ちを傾聴する ⇒ 疑いを持つことなく、本人の立場に立つ

②周りの子どもからの訴えには

- ★訴えてきた子どもに新たないじめが発生しない配慮をする
- ★訴えを真摯に受け止める
- ★勇気ある行動を称えとともに安心感を与える

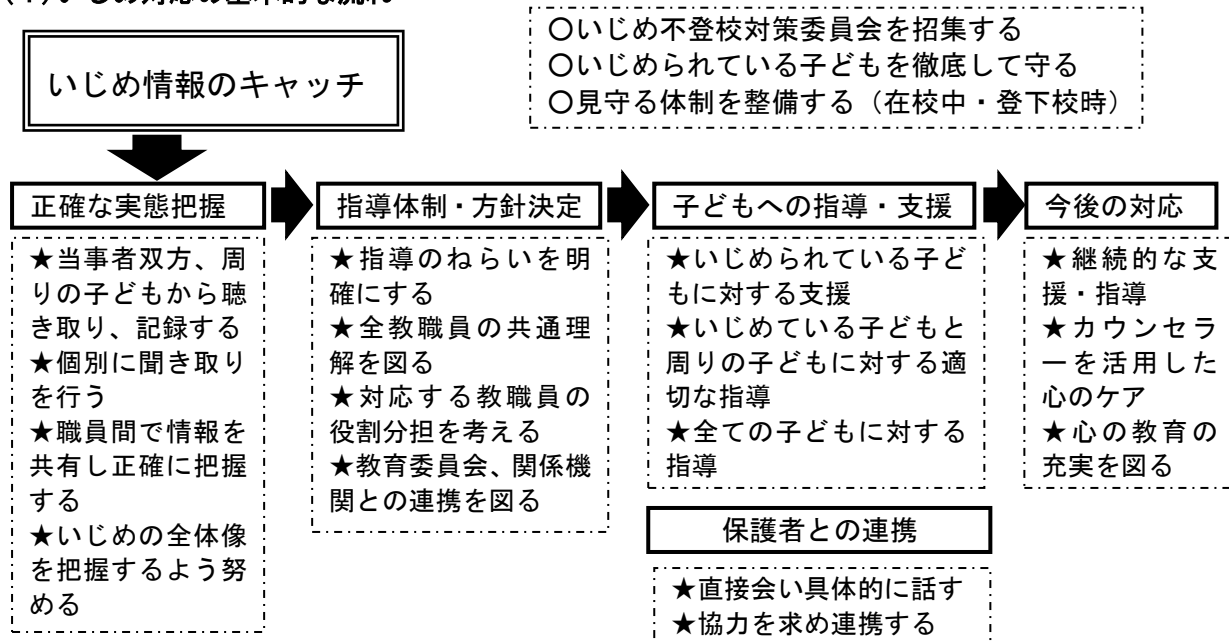
③保護者からの訴えには

- ★日頃からの信頼関係の構築をすすめておく
 - ・問題が起こっていない時に何をするか・・・
- 日頃から子どものよいところや気になるところ、学校での様子を連絡
- ★子どもの短所だけを指摘せず、保護者の気持ちを理解して接することが大切

3 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて組織的に対応することが重要である。『おやっ』と思ったら、まずその子どもに関わること！

(1)いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時にその場でいじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに学級担任・教務主任・生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守りとおす

- ★いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えた子どもから話を聞く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所や時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、個々に別々の場所で行い、つじつまが合致するまで何回も行う。
- ★状況に応じて、いじめられている子ども、いじめの情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目が届く態勢を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- ★いじめの行為を行うに至った経緯や心情などをいじめた子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ★短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応し、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

～把握すべき情報～

- | | |
|-----------------|--------------|
| ◆だれがだれをいじめているのか | 【加害者と被害者の確認】 |
| ◆いつ、どこで起こったのか | 【時間と場所の確認】 |
| ◆どんな内容のいじめか | |
| どんな被害を受けたのか | 【内容】 |
| ◆いじめのきっかけは何か | 【背景と要因】 |
| ◆いつ頃からか | 【期間】 |

要注意

子どもの個人情報
情報の取扱い

(3) いじめが起きた場合の対応

① いじめられた子ども・保護者に対して

《子どもに対して》

- ★事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ★最後まで守り抜くこと・秘密を守ることを伝える。
- ★必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ★自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

《保護者に対して》

- ★発見したその日のうちに、家庭訪問で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ★学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ★保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

信頼を失う言葉かけ

- ・ お子さんにも悪いところがあります。
- ・ 家庭での甘やかしが原因です。
- ・ クラスにいじめはありません。
- ・ どこかに相談されてはどうですか。

②いじめた子ども・保護者に対して

《子どもに対して》

- ★いじめた気持ちや状況等について十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。
- ★心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

《保護者に対して》

- ★正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとしている思いを伝える。
- ★ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ★子どもの変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

日頃の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・ いじめられる子にも理由があるのだろう。
- ・ 学校がきちんと指導していれば…。
- ・ ここまで深刻になるまで、なぜ連絡してくれなかったのか。

③周りの子どもたちに対して

- ★当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ★「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学校全体に示す。
- ★はやしたてたり、見て見ぬふりしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ★いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解するよう指導する。
- ★いじめに関する報道や体験事例などをもとにして、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

4 ネット上（インターネットの掲示板、SNS 等）のいじめ未然防止

～子どもに理解させておきたいこと～

- ◆発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ◆匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ◆違法情報や有害情報が含まれていること
- ◆一度流出した情報は、回収不可能であること

情報モラルの指導

保護者への啓発

市教委・警察等との連携

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することは出来ない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

①いじめが「解消している状態」2つの要件

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

②2つの要件について（補足）

《 要件①について 》

- ・いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続している。
- ・いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。

《 要件②について 》

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

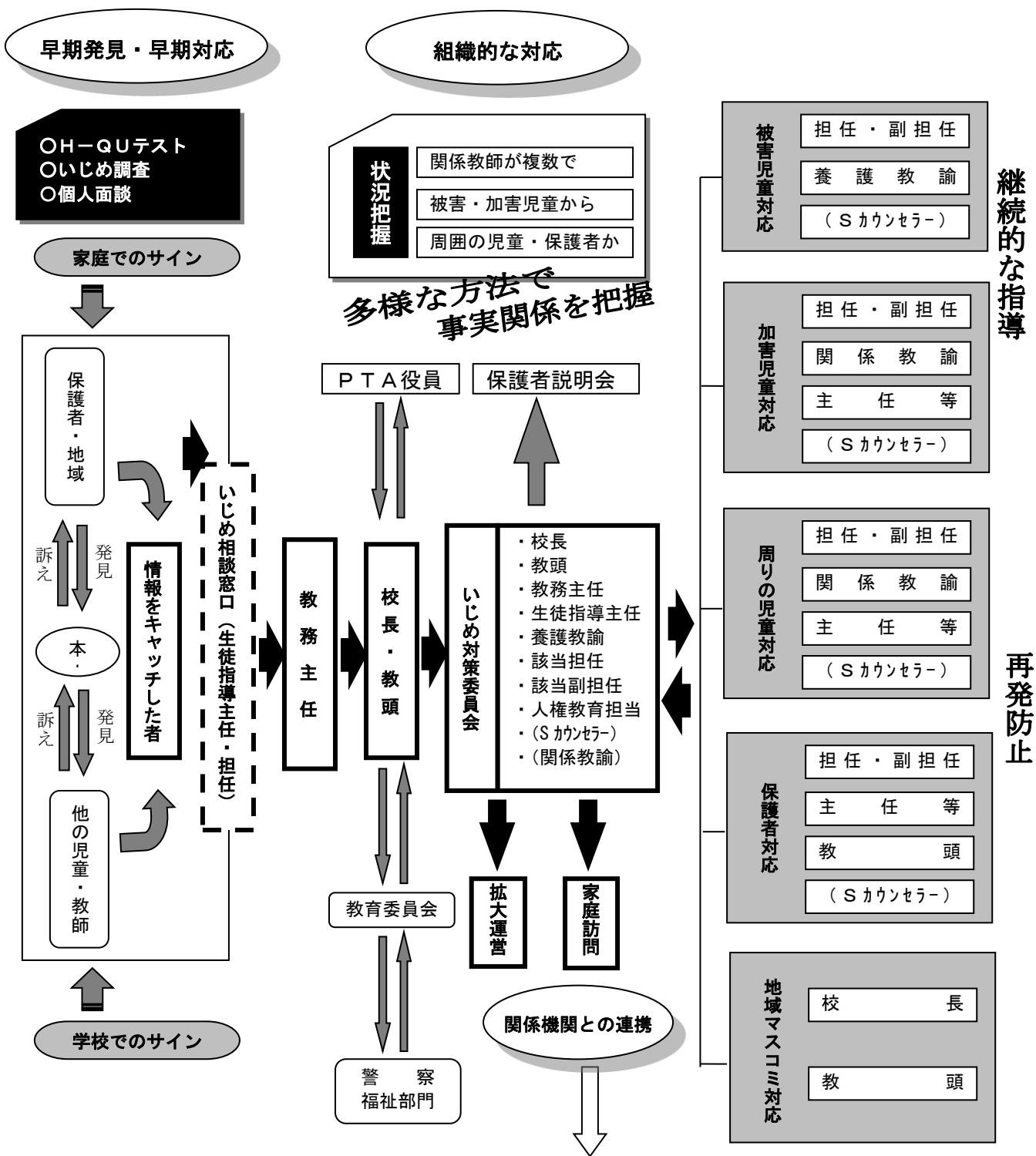
③留意事項

- ・上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察し、適宜適切な指導と支援を行う。

Ⅲ. いじめ問題に対する校内体制

1 いじめ防止対応組織

- ◆いじめ問題に対応する組織として『いじめ対策委員会』を設ける。
- ◆いじめ対策委員会は、問題発生時のみならず問題の「未然防止」「早期発見」「早期対応」にあたることを目的とする。
- ◆いじめ対策委員会のメンバーは、事案の状況に応じて柔軟に対応する。



※関係機関との連携とは

関係機関： スクールカウンセラー・スーパーバイザー・スクールソーシャルワーカー
 ・教育支援センター・医療・福祉・児童相談所・地域青少年育成団体
 ・警察(スクールサポーター)・県生徒指導支援チーム他

相談窓口： 24時間SOSダイヤル (0120-0-78310)

竹田市いじめ相談電話 (63-3933)

2 年間計画

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
年間指導計画	- 仲間づくり - お見知り遠足 - にっこりタイム (週1回月曜日) - 個人面談	- H-Q Uテスト① - にっこりタイム (週1回月曜日)	- 人権集会 - 瀧祭 - にっこりタイム (週1回月曜日)	- いじめアンケート - 学校評価アンケート - 夏休み指導 - にっこりタイム (週1回月曜日)	平和集会
	← 児童理解・情報共有 →				
教職員研修等	- 研修会① (いじめ対策方針の共通理解) - 児童理解のための実態交流	児童理解のための実態交流	児童理解のための実態交流	1学期生徒指導のまとめ - 児童理解のための実態交流	- 研修会② (アンケートをもとに) - H-Q U対策会議 2学期指導の重点の決定

	9 月	10 月	11 月	12 月
年間指導計画	- 運動会 - にっこりタイム (週1回月曜日) - 個人面談週間	- にっこりタイム (週1回月曜日) - 修学旅行(6年)	- 人権集会 - H-Q Uテスト② - にっこりタイム (週1回月曜日)	- いじめアンケート - 学校評価アンケート - 持久走大会 - 冬休み指導 - にっこりタイム (週1回月曜日)
	← 児童理解・情報共有 →			
教職員研修等	児童理解のための実態交流	児童理解のための実態交流	児童理解のための実態交流	2学期生徒指導のまとめ - 児童理解のための実態交流

	1 月	2 月	3 月
年間指導計画	- 人権集会 - にっこりタイム (週1回月曜日) - 個人面談週間	- にっこりタイム (週1回月曜日) - 学校評価アンケート	- いじめアンケート - 卒業式 - 修了式 - 春休み指導 - にっこりタイム (週1回月曜日)
	← 児童理解・情報共有・引継ぎ →		
教職員研修等	- 研修会③ - H-Q U対策会議 3学期指導の重点の決定	児童理解のための実態交流	研修会④ (1年間の反省及び次年度に向けて)

3 重大事態への対応

重大事態とは

ア「生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

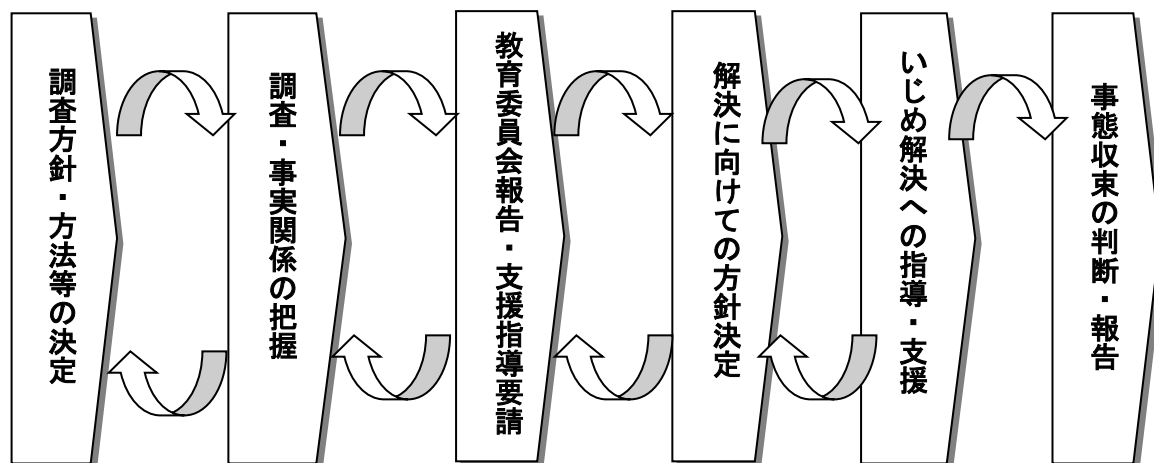
重大事態への対応

★重大事態が疑われたら



ただちに

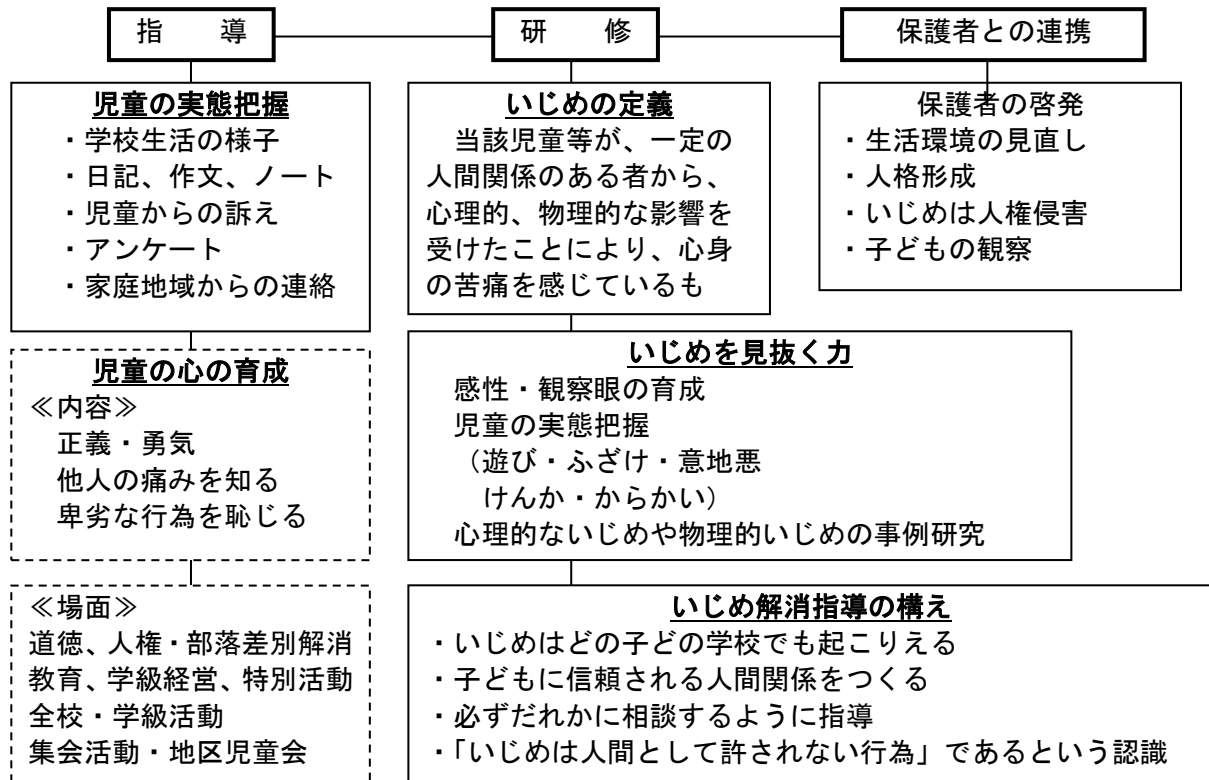
いじめ不登校対策委員会を招集（＋ 教育委員会・県生徒指導支援チーム・警察・弁護士・医師等）



★事実と向き合う
★情報の適切な提供
★組織で対応

★状況に柔軟に対応
★説明責任
★心のケア

4 いじめ対策及び組織図



いじめ問題への対応

